

御家人制成立に関する一試論

安田 元久

鎌倉時代の政治体制あるいは鎌倉武士社会の体制を考察するとき、つねに一つの重要な課題として提示されるものが、この時代のいわゆる御家人制である。鎌倉幕府政治の体制的基礎として、この御家人体制が存在したことは、すでに疑問の余地のないところといえよう。そして、鎌倉時代の御家人とは、沙汰未練書に、「往昔以来、為開発領主、賜武家御下文人事也」と説明されていることに準拠して、開発領主（根本領主）、すなわち私領の実際の開発者またはその末裔であつて、その所領（根本私領）を鎌倉将軍から安堵され、主従関係のもとに結合された人々と解する。従つて、そのような根本私領を有する御家人を組織した、鎌倉武家社会における全体制が、御家人制あるいは御家人制度であると考えるのである。

御家人制に関するこの理解は、それ自体として、必ずしも誤りではないし、私自身も、そのような理解のもとに、これまで御家人制についての説明を行なつて来た。たとえば、

「頼朝がその御家人たる地方の武士（＝領主層）を主従関係の理念のもとに、封建的に組織した形態を御家人制と

いう。この御家人制は、武士社会に発達してきた主従制と所領の恩給制との上に成立したものであり、頼朝はその政権の首長の地位に立ったとき、御家人の身分を固定することによって、本質的には私的なものながら、一つの社会体制として、御家人制を確立したのである。」

というような説明である。⁽¹⁾しかしこの叙述にしても自ら省みて、かなり不明確な点を含んでいることを認めねばならない。すなわち、御家人制が如何なる時点において、一つの制度として確立したか、あるいは、果してこの制度の本質が、私的主従関係にあるものか否か、さらにはこの御家人制が、幕府の地頭制度といかなる相関々係をもつのであるか、なお、多くの疑問点が生まれる。そこで、これらの疑問点の中で、とくに御家人制が如何にして成立したか、また如何なる時点に、この体制の成立を認め得るか、という問題について再考するのが本稿の目的である。

ところで、鎌倉時代の御家人制についての定説は、そのほとんどが、三浦周行氏の諸研究にその基礎を置いているし、また山中武雄氏の研究も御家人の一般的性格を理解する上に役立っているが、⁽²⁾これらは、何れもかなり古い研究と言わざるを得ない。それにもかかわらず、とくに三浦氏の諸説は、今日なおこの問題に関する知識上の強い影響を与えていると思われるのであり、さらに言えば、今日なお、ある部分では三浦氏の説を無批判に肯定し、これを踏襲している傾向があることを認めざるを得ないのである。しかも、三浦氏の一連の研究においては、御家人制の成立期を、漠然と鎌倉幕府の成立期と合致させるのみで、今日の鎌倉政権論の研究水準から言えば、到底満足し得ないものであることは言うまでもない。

そして比較的最近には、五味克夫・田中稔・瀬野精一郎などの諸氏の個別的な御家人研究があるが、⁽⁴⁾これらは何れも御家人制の成立という問題に、直接に迫るものとは言い難い。ただこうした研究の状況の中で、大饗亮氏の大

著、「封建的主従制成立史研究」は、いわゆる御家人制の成立の時期について考察を行なわれた唯一の業績といえよう。大饗氏は、この問題について、「御家人は鎌倉殿の従者として頼朝拳兵以後存在したことはいうまでもないが、それが武家社会において一定の内容をもって制度として成立したのは何時であろうか」と設問される⁽⁵⁾。ここで大饗氏が一定の内容と言われるのは、「平安時代の社会的用語であり、また慣習的名称であった家人に、特定の意味内容を与えて、頼朝が家人＝御家人という制度的用語に転化させた（要約）」と言われる場合の、「特定の意味内容」と同じものと思われ、具体的にいえば、御家人という「一つの身分的表示」を付与された人々、すなわち一定の内容をもつ御家人とは、「土地の所有者としての武士団の首長にして、頼朝と主従関係を結んだ人々」を指すことになる⁽⁶⁾。それはまさしく沙汰未練書の規定する御家人の概念の展開的解釈と言えよう。私はこの点に若干の不満をもつが、とに角、家人制一般と区別された身分制度的用語として、御家人制なるものが把握されていることは疑いないところで、その点には全く同意したいと思うし、その意味での御家人制の成立時期を問題とされたところに、御家人制についての新しい関心が示されていることを認めねばならない。

しかし大饗氏は、右の設問に対する解答として、その時期は、「鎌倉殿に対して一定の奉仕の体制が整ったとき」と考えられ、「惣領制の成立した時期が之にあたると思う」と言われる⁽⁷⁾。この場合の惣領制とは、所領相続の一樣態としての、法制史的範疇と考えられているが、氏によれば、この惣領制こそが御家人制と密接に関係し、さらにその成立は、結局のところ鎌倉幕府の成立と深く関係ありとする。すなわち惣領制は、「御家人の封建的相続制の特質と之に基づいて実現する社会単位としての族的結合」にその本質が求められ、またそれは、「鎌倉幕府の確立と共に、御家人の側から、封建的勤務の要請に応じて案出した私的な相続慣行であった」とされるのである⁽⁸⁾。このように幕府の確立とともに生まれた惣領制を以て、御家人制成立の指標とする限りでは、結局のところ、先述

の三浦周行氏以来の幕府成立と同時に御家人制が成立するといった程度の、漠然たる理解にしか達し得ない。その意味で、大饗氏の所論もまた、先に提示した私自身の問題に明確な解答を与えるものとは言い難いのである。そこで、改めて、御家人制が如何にして成立するかということ、またその成立時期を、鎌倉政権の成立過程の、どの時点に求めるべきかという点について考えねばならない。

註 (1) 「日本全史 中世I」(拙著) 九八頁以下。

(2) 三浦周行の論著は多いが、例えば「御家人生活」(史学地理学同致会編「鎌倉時代の研究」所収)、「御家人の特質」(経済論叢二〇—三、四、五)及び「統法制史の研究」第三篇、第九武家制度の発達など。

(3) 山中武雄「御家人と本領安堵」(史学研究十一—)

(4) 五味克夫「薩摩の御家人について」(鹿大史学六号)「大隅の御家人について」(日本歴史一三〇、一三二号)

田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(「中世の法と国家」所収)

瀬野精一郎「肥前における鎌倉御家人」(日本歴史二一七号)

(5) 大饗亮「封建的主従制成立史研究」二九八頁。

(6) 同右、一九二頁以下。

(7) 註(5)参照。

(8) 同右、三一七頁。

二

鎌倉時代の御家人制の成立を考える際に、まず必要なことは、ここで言う御家人制、あるいは御家人制度の意味について明らかにしておくことであろう。ここで御家人制とは、如何なる範疇の概念として規定すべきかということである。一般的にいうと、我々が使用する「制」あるいは「制度」なる用語は、きわめて広汎な用法がある。た

たとえば一定の時代の社会の基本的構造を表現することもあれば、その社会構造の上に固定された社会体制を言う場合もある。さらにこれらの用法とは極端に对象的な場合として、ある政治権力による支配を実現するために創出された政治的体制そのものを称するとき用いられたり、さらには政治上の一つの制度を表現する用法もある。⁽⁹⁾そして御家人制という場合、一般にはこれらの用法のうち、何れを意味するであろうか。

若し、前二者の用法として御家人制を捉えらるゝとすれば、それは「鎌倉幕府の御家人を基本単位として成立している一つの社会体制」ということになる。この場合、現実には鎌倉時代の社会体制一般を想定するのではなく、鎌倉政権の支配下にある武士たちの社会に限定されるであろう。そして若し後二者の用法として捉えれば、御家人制とは「鎌倉幕府の政治的体制を表現した一つの制度」ということになる。御家人制をこの何れの範疇において把握すべきであろうか、ということが一つの問題であろう。

かつて新田英治氏は、御家人制度を「鎌倉殿と御家人との間にうち立てられた主従制」であると規定された。⁽¹⁰⁾そして頼朝はこの御家人体制をかため、御家人を統制する方式として惣領制を取り入れ、「まず惣領を御家人として把握し、これを通じて一族庶子を支配する体制を取った」と述べられ、従って「幕府の主従制」すなわち御家人制は、原則的には、鎌倉殿―惣領―庶子の形で組み立てられた、と説明された。⁽¹¹⁾

この理解はたしかに誤りではなく、今日も定説となっている理解であろう。しかしここでも注意すべきことは、この場合の御家人制が、主従制といわれるところの、主人と従者との支配・服従関係を基軸とする一つの社会的秩序を表現する概念の一類型として把握されていることである。この場合には、將軍（頼朝）とその従者としての御家人との主従関係の様態、あるいはその性質が問題となる。そしてこの意味での御家人制＝主従制は、武家の棟梁としての頼朝の出現とともに成立すべきものである。たとえ頼朝がその政治権力のもとで一つの体制的固定化をは

かつたとしても、その主従制の本質を主従関係の側面に焦点を合わせて考える限り、それは既に武士社会の中に自然発生的に成立していた武士団内部の主従制の延長として捉えねばならない。御家人制が主従制の一類型であることは否定し得ないが、こうした視点からのみ見るならば、御家人制が内包している特殊な身分制度の意味や、この体制が果した政治史的意義を見失うことになるのではなからうか。御家人制と称される主従制的体制が、鎌倉政権の支配の基幹となっている点において、この御家人制の意味を考えねばならないと思う。

また大饗亮氏は、先述の如く、御家人制を「武家社会において、一定の内容をもって成立した制度」と規定し、またそれは「封建的主従制の一類型」であり、「家人制が、頼朝の政権把握によって封建的主従制として完成した」ものが鎌倉幕府の御家人制であるといわれる。¹⁴これは法制史家の間で通説とされているところで、それ自体は何等異論を唱える必要もないが、御家人制を封建的主従制の一形態とするとともに、新田氏の所説と同様に、その関心の重点が主従関係の内容的特質の追究へ向けられる傾向を認めざるを得ない。その点では上述した如き疑問が残るのである。

ところが一方で大饗氏は、次のようにも述べられる。すなわち「幕府成立以前」には個々の在地領主たる御家人が、棟梁たる頼朝と個人的・直接的に主従関係を結び、そこには人格的・情誼的側面をもつ結合があった。そして頼朝の統制は独裁的恣意的であり、御家人に対する課役も、常に無限定的である。ところが幕府が成立すると、その幕府（政治的機関を意味する）が介入することによって鎌倉殿と御家人の関係が疎遠化し、間接的となる。そして鎌倉殿と御家人の主従結合の紐帯は、御家人役の如き恒常的画一的な御家人義務として固定化される。かくて、「自然的に形成されていた、在地領主としての御家人は、幕府の要請に基いて一定の御家人組織又は体制を必要とし、惣領制による御家人制度を形成した」と説明されるのである。¹⁵この幕府機構の確立とともに、頼朝と御家人と

の關係が變化し、また御家人義務が画一的に固定化したとする点は、全く異論のないところである。しかし、大饗氏の言われる幕府の成立とは、建久二年正月十五日、頼朝の右大将就任後の最初の吉書初の時点に求められているのであって、果してこの時点において、頼朝と御家人との主従關係の變化が起りはじめたか否かについては、容易に断定し難い。そしてその点は別として、大饗氏の場合、この幕府成立以前と以後との、何れの段階における御家人の存在形態や主従關係を御家人制として理解されているのであろうか。「惣領制による御家人制度」を形成したのは、幕府の要請によるものと考えられるのであるから、幕府成立以後に御家人制の成立を考えられたようにも察せられるが、若し然りとすれば、この場合の「御家人制」とは、政治的体制の表現と解さねばならない。

以上の如く、これまで御家人制を如何なる範疇でとらえ、如何なる概念として捉えるかという点で、かなり不明確なものがあつたことは否めない。しかしここで「御家人制」の成立を考える際に、この概念を一応規定しておかねばならないので、私は御家人制を、「鎌倉將軍がその家人たる在地領主を、主従制と恩給制との原理のもとに組織した形態であり、鎌倉政權のもとでの社会的身分体制である」と規定しておきたい。この場合、「御家人制」は自然発生的な成立経過をとるものではなく、内乱期を通じて頼朝が獲得した家人層を対象として、政治的に御家人身分を固定するという上からの政策が働いて成立したものと考える。しかし御家人制は、鎌倉政權の支配の根幹ではあつても、それが幕府政治の上での公法的政治制度であるかといえ、むしろこれを否定したい。

この御家人制の概念規定に対して、勿論異論もあるであろうし、場合によっては再検討を要するものと思う。しかしここでは一応、鎌倉武家社会における「社会的身分体制」として考察を進めたい。

註

(9) これらの用法は、さらにこれらの中間的な意味を担う場合を含めると、さらに種々の場合が考えられるであろう。ここでその個々の場合について詳述することはできないが、例えば、「奴隸制」「農奴制」、あるいは「封建制」「資本制」

などの用法と、「地頭制」「守護制度」などの場合とは、「制」の意味が違うし、また「荘園制」「領国制」などの用法や、「律令制」「立憲制」、さらには「主従制」「惣領制」などの用法もあり、一方では「評定制度」「問注制度」とか、あるいは「合議制」などという用法に至るまで、「制」「制度」の意味するものは、きわめて雑多である。

(10) 新田英治「鎌倉幕府の御家人制度」(歴史学研究会・日本史研究会編「日本歴史講座」第二卷所収)一三〇頁。

(11) 同右、二四七頁。

(12) 大饗氏前掲書、一八七頁。及び同書後篇、第三章。

(13) 同右、三三三頁以下。

三

御家人制の成立を考えると、まず御家人とは何か、また御家人という称呼はいつ頃から用いられたか、ということから始めなければならない。

「御家人」がいわゆる家人に一種の敬称をつけて御家人となったことはいうまでもなく、例えば鎌倉殿の御家人という場合、それは鎌倉將軍に対する敬称としてその家人にまで「御」の字を配したものであった。そして家人の名称は「年来の家人」「相伝の家人」「譜代の家人」などといわれるように、既に平安末期においては一つの家に附属する従者の立場を指す用語となっていた。この家人制の成立や性格については大饗氏の詳細な論考があり、私も全くその説に同意するので、ここで改めて詳論するつもりはないが、家人はもともと家族的・奉仕的性格をもつところの「貴族の従者」であった。そしてそれが平氏時代に入って平氏の家人の場合に武的屬性が要求されるようになってから、武士団内部における主人の従者としての郎等とこの家人との間に実質的な区別が失われてきたと考えられる。

大饗氏は平氏の家人について、平家物語巻十に「兩國の住人等(中略)平家重代相伝の家人にて昔のよしみを忘

れぬ事哀れなれど」とあり、また卷十一に「彼公長は平家重代の家人、新中納言の許に朝夕祇候の侍也」とあることなどを引用し、さらに源平盛衰記卷一に、忠盛の相伝の郎等を一方では年来の家人と称していることを引用されて、家人と郎等との区別が解消したことを示された。しかし大饗氏が引用されたものは、いずれも平氏時代が終わってより以後の時代につくられた戦記文学の記載であり、その用語は必ずしも平氏時代における実態を証明するものとはいえない。それにもかかわらず、私がこの大饗氏の所論に賛同する所以は、武士の棟梁である平氏がその一側面において貴族性を有し、律令貴族社会に進出したことの当然の帰結として、その家的機構の内部で隷属性の強い家族的従者たる人々を家人と称するのも当然であったと考えるからである。しかも後に述べる如く、平氏の末期の例ではあるが、確かにこのことを立証する史料が存在する。

そして鎌倉時代に入ると、一般的には家人と郎等との用法は混乱し、武士団内部における主人の従者を家人とよぶことも少なくなかった。しかし鎌倉幕府法の上からは、將軍に直接臣従する武士団の首長が御家人となったところから、その首長に隷属する郎等は將軍家の家人と次元を異にするものと解され、従って家人⇨御家人が幕府につながる侍身分の称呼であるのに対し、郎従は凡下の身分とされたのであった。

このように歴史的にみれば、家人の意味そのものが変化してきているのであるが、いわゆる御家人制が成立したと考えられる時点、すなわち鎌倉幕府成立期において家人とは、一般貴族の家族的従者であり、従って平氏においても、また源氏においても、その年来の従者、すなわち「相伝の郎等」をも含めて、それぞれの家に臣従し奉仕する存在を家人と意識し、またそのような称呼を用いていたと考えられる。

さてそれならば、一般の家人の主人に対する他者からの敬意を示す為には、その家人にまで敬称を附し、御家人と呼ぶことは、如何にして始まったか。御家人というのは、前にもふれたように家人たるその人に対する敬称ではな

く、主人に対する敬称として用いられた用語である。そして一般には、この用法は鎌倉將軍の場合に初めてみられるものとされているのである。ところがこのことは必ずしも事実ではなく、このような用法は既に平氏の場合にもみられるのである。すなわち高野山文書に養和元年のものと推定される申状案があり、それには、

言上 事由

右以先日為能清被濫妨荒川庄之由、令訴申候之処、不日有御沙汰、可停止能清之狼跡之由、（中略）然間今日廿五日自荒川庄令申上候之状、一通進覽之、件能清之郎從長明、構城調兵、非不用御沙汰之末、剩号頭亮殿、持明院少將殿之御下知、駈具近国之御家人、始自荒川庄、至于御山可令焼払之由、依申送候、寺僧各失東西、所走迷候也、但致御下知之条者、定彼二所殿中、不令披露候事歟、其故者、当山既奉訪故禅定殿下之御并、五十箇日之作善注進先了、又依被奉渡故小松（重盛）大臣殿御遺骨、日々念仏誦經無怠、設雖無賞翫、争及滅亡乎、是只能清之私謀略候歟、早重可令停止狼跡之由、欲被仰下、（中略）二千余人同心所令言上候也、以此由可令披露給候、恐惶謹言、

四月廿五日

僧

とあって、明らかに御家人の称呼が用いられている。そしてこの申状は、紀伊国荒川庄に対する佐藤能清の濫妨を停止すべきことを訴えたものであるが、差出者は言うまでもなく高野山の僧侶たちであり、狼跡停止を命令すべきことを訴えられたのは平氏であったと思われる。従って、この文書の内容から察するに、頭亮殿・持明院少將殿の御下知と号して、長明なる人物が「駈具」した「近国之御家人」とは、まさしく平氏の家人を意味していると思ふ。この頭亮・持明院少將の、誰であったかは必ずしも断定し難いが、全体の文面から推して平氏一門の人物であ

ることは、殆んど疑問の余地のないところである。彼等が下知して動員し得るのは、平氏の家人に相異なる。⁽⁷⁾

こうして、この文書の差出者たる高野山の僧侶たちは、平氏一門の頭亮・持明院少将に対して殿の敬称を用いると同時に、その家人にも敬称を附して御家人と呼んだことが明らかとなる。このように御家人の称呼は、平氏においても用いられたところの、家人の敬称であった。

従って、頼朝の家人の場合にも、他者から頼朝すなわち鎌倉殿の家人を指す場合に、何等の無理もなく、御家人の敬称が用いられたであろう。ところが、何時からか、鎌倉將軍家の家人を御家人と呼ぶことに、一つの慣習化が行なわれ、彼等はつねに御家人という社会的身分のものとして固定化し、一般用語としても將軍の從者の場合には御家人が敬称の意味をも含めながら、普遍的用法となつたのである。

しかも実態としての御家人制が成立すれば、そこには制度の担い手としての「御家人」が、一つの身分と特権とを持つ存在として出現する。そしてやがては沙汰未練書の説明に帰結するのである。それならば、鎌倉將軍のもとで、その家人が、単なる敬称をもって御家人と呼ばれるのではなく、一つの社会的身分制度の担い手としての、特殊な意味をもつ存在に対する称呼となる時期は如何なる時点に求められるか。それこそがまさに御家人制成立の時点である。御家人制の成立が、頼朝の時代であることは言うまでもないが、頼朝による幕府草創期の如何なる時期にこれを求むべきであるか、以下この問題について考えたい。

註 ①④ 大饗氏前掲書前編、第六章。

①⑤ 同右、一七〇頁及び一八五頁。

①⑥ 高野山文書之五、又統宝簡集七六八号、四月廿五日僧某申状案（平安遺文三九八二号）。

①⑦ このうち頭亮殿とあるのは、この文書が養和元年四月のものと同前提すれば、その時点で藏人頭であった平重衡である可能性が大きい。重衡は公卿補任にれよば治承四年正月に藏人頭となり、治承五（養和元）年五月、從三位になると

もに左近衛権中将に還任している。また、治承二年十二月以後、安徳天皇の踐祚まで春宮亮であったと判断される。従って、この時期に彼を頭亮殿と呼んでも余り不自然ではない。また持明院少将について考えるに、この文書の文面から見て、彼が平氏一門の人であることはまず間違いないが、平氏一門で、近衛少将の官を経たのは、ほとんど平重盛の子息たちであり、この頃に少将であったのは重盛の第二子資盛と第三子清経の兄弟である。その何れかが、持明院少将殿である可能性が大きい。しかも尊卑分脈によれば、藤原持明院家の基家の女子の一人に、「三位中将平資盛女」と註記されているものがあり、この資盛女は、資盛妻の誤記であろうと思われる。これが正しいとすれば、資盛が持明院家と関係あるものと言えるので、あるいは彼こそが持明院少将殿であったとも考えられる。そして、この推定通り、重衡と資盛との下知ということならば、この申状にことさら清盛と重盛の名を持ち出して、平家との深い関係を強調していることを、無理なく理解できるであろう。

四

源頼朝がその政権を作り上げる過程において、いわゆる治承文治の内乱の経過の中で、その勢力拡張のため、各地の在地武士を自己の従者Ⅱ家人とすることに努めたことは当然であり、今更言う必要もない。しかし挙兵の当初から、後の如き御家人体制を考えたものであろうか。たしかに御家人を統制するための侍所別当の任命は、挙兵の年の十一月であり、それは家人を組織化するための一つの方策ではあった。しかしこの時期は、まだ「東国之輩」と呼ばれる東国、ことに関東の在地武士のみが、頼朝の家人の大多数を占めていたにすぎないので、この時点ですでに全国的な在地武士の統帥制度である御家人体制が意識されていたとは考えられない。

そこで、この御家人体制が明確化する時期を考えるには、まず鎌倉武家社会の中で、何時頃から御家人の称呼が見られるかを、当時の史料の中から探る必要があるが、その際に現存史料の信憑性について充分の考慮を必要とする。如何なる時期から、当時の人々の間に一つの用語が意識的に生まれたかを見るのであるから、個々の史料につ

いての厳密な批判を前提としなければならぬのである。従来は、内乱期の鎌倉御家人を理解する上で、またこの時期の鎌倉政権の動きを実証するために、頼朝書状や頼朝の下文、あるいは將軍家政所下文などを、比較的無批判に利用していた傾向がある。例えば、吾妻鏡治承四年十二月十九日条に、「右馬允橋公長參着鎌倉、（中略）是左兵衛督知盛卿家人也、（中略）以一所傍輩之好、属加々美次郎長清、啓子細之処、可為御家人之旨 有御許容云々」という記事がある。すなわち橋公長が平氏の衰運を見通して、鎌倉に参着し、頼朝の家人となった経緯が述べられている記事である。この記事には明らかに「可為御家人之旨、有御許容」とある。しかし言うまでもなく、これは吾妻鏡の編者による文章であるから、これをもって治承四年にすでに御家人という称呼であった証拠とはできない。しかも右に引用した記事の、中略の部分には、長井斎藤別当、片切小八郎大夫を説明して、「于時各六条廷尉御家人」であるという割注も見られる。これをそのまま信用すれば、源氏では為義の時代にも御家人と呼んだとの解釈も成り立つ。それは勿論誤りで、この記事が成立した時点において、為義の家人に敬称をつけたに過ぎないのである。このように、自明のことながら吾妻鏡の地の文は、この問題に関する限り正確な史料とはならない。しかし吾妻鏡に記載され、引用されている当時の文書類は、編纂に際しての補筆とか、伝写の際の加筆・誤謬の可能性について充分注意しさえすれば、当然、史料価値が高い。

そこで、吾妻鏡に引用されているものをも含めて、治承四年以後、建久年間までの現存の古文書について、御家人の用法の見られるものを取り上げ、まずそれぞれの史料批判をとげながら、鎌倉將軍家Ⅱ頼朝の家人・御家人の称呼の実情を考えたいと思う。

まず、頼朝自身がその従属する武士たち、すなわち頼朝の従者（家人）を何と呼んだかを考えるとき、それが最も明瞭に示されるのは、頼朝自身の書状や注進状であろう。

〔史料Ⅰ〕（吾妻鏡）

(1) 建久元・二・廿二条（頼朝書状）

去年極月十二日御教書同廿四日到来、役夫工米間事、権右中弁親經奉書謹拝見候畢、（中略）家人輩地頭所々事、造宮所注文給預候畢、早可令下知候也、（中略）背君御定候はむ者をは、家人にて候とても、いかた不被行其罪候哉、頼朝身上にて候とても、不当候はむ時は、御勤当も可蒙事にてり候へ、まして家人輩事、不及左右候事也、（中略）頼朝恐々謹言、

頼朝

二月二十二日

進上 帥中納言殿

(2) 建久元・四・十九条（頼朝注進状）

内宮役夫工作料未済成敗所々事

（中略）

抑此内別紙注分所卅个所事、家人知行地内、未請取取配符庄々、同分之由分明也、（中略）以于今不催之
所無分別、家人地頭未済之由被注申之条、未知其理矣、

文治六年四月十九日

(3) 建久二・六・廿三条（頼朝請文）

前摂政家領越前国鮎川庄申濫行輩事、付家人可尋沙汰之由雖被仰下候、（下略）

この「史料Ⅰ」に示した頼朝書状及び注進状では、「家人」と称している。頼朝が自身に対して敬称をつける道

理もないが、自己の家人に対しても、このように敬称はない。それは当然のことであるし、またこれらの文書に数カ所も出て来るので、伝写の際に御の字が脱落したことも考えられない。かくて、頼朝は建久元年には、その従属者を家人と称したと断定し得る。

そこで次に考えるべきことは、この時期に出された頼朝の下文や、政所成立後に発せられた將軍家政所下文の場合、果して家人に敬称をつけて「御家人」と書いたか否かという点である。政所下文はとも角として、頼朝が袖判を加えたり、差出書に「前右兵衛佐源朝臣」として花押を加えたりした初期の下文形式は、形式の上からも、頼朝自身がその意志を伝えるという姿勢をとっているのであるから、あるいは御家人という敬称は用いなかったのではないか、という疑いも生まれる。そこでこの時期の下文を吾妻鏡の中に求めると、次の如きものがある。

〔史料Ⅱ〕(吾妻鏡)

(1) 文治元・正・六条(頼朝下文)

下 鎮西九国住人等

可早為鎌倉殿御家人、且安堵本所且随三川守下知、同心合力追討朝敵平家事

右仰彼国々之輩、可追討朝敵之由、院宣先畢、仍鎌倉殿御代官兩人上洛之処、参河守向九国。以九郎判官

所被遣四国也、

(中略)

元暦二年正月日

前右兵衛佐源朝臣

(2) 建久三・六・廿一条

美濃国御家人等、可從守護相模守惟義下知之由被仰下云々、是為被鎮洛中群盜等也、

前右大将家政所下 美濃国家人等

可早從相模守惟義催促事

右当国内庄之地頭中、於存家人儀輩者、從惟義之催可致勤節也、就中近日洛中強賊之犯有其聞、為禁遏彼党類、各企上洛、可勤仕大番役、而其中存不可為家人之由者、早可申子細、（中略）所仰如件、

建久三年六月廿日

(3) 元暦元年九月十九日条

在御判

下 讚岐国御家人等

可早隨橋公業下知、向西海道合戰事

右国中輩、平家押領之時、無左右御方參交名折紙令經御覽畢、尤奉公也、（中略）

元暦元年九月十九日

(4) 同右年月日条

讚岐国御家人

注進平家当国屋島落付御坐捨、參源氏御方奉參京都候御家人交名事

藤大夫資光 同子息新大夫資重 同子息新大夫能資 藤次郎大夫重次（以下十名略）

右度々合戦、源氏御方參京都候之由、為入鎌倉殿御見參、注進如件、

元暦元年五月日

(5) 文治三・九・十三条(時政奉書)

撰津国為平家追討跡、無安堵之輩、(中略)兼又以河辺船人名御家人、時定面々成給下知状云々、事若実者不可然、速可被停止、抑御室御領所、称教輩之寺宮官、宛催御家人役之由有御訴訟、(中略)可相存其旨、依仰執達如件、

文治三年九月十三日

平

この「史料Ⅱ」のうち、(2)は吾妻鏡の地の文にこそ御家人とあるが、そこに引用された政所下文において三箇所とも、たんに家人となっていたことを示している。僅か一例ではあるが、政所下文に、このような敬称のない表現が見られることを重視したい。そして(3)の下文は、(4)の注進状にもとづいて発せられたものであることが吾妻鏡の本文に見えている。しかし(4)の史料は、文章・文言に疑わしい点が多く無理な読み方をせざるを得ないので、余程の加筆が行なわれたか、もともと偽文書であるか、何れにしても信憑性が低い。そして(3)について考えるに、このような下文の場合の宛所は、「××国御家人等」とするよりも、「××国住人等」とするのが、この時代の用語として自然のように思われるし、またこの下文によって初めて家人の列に加わる人々に対して、御家人という敬称を用いるのも一つの疑問である。これも吾妻鏡編纂の時代までの間に作られた偽文書ではなからうか。同様に、(1)については、その形式こそ整っているが、頼朝自署の下文に、果して「鎌倉殿御家人」とか、「鎌倉殿御代官」などの敬語を用いたものか否か、やはり疑問が残る。この内容の下文が存在したとしても、加筆が行なわれた疑いは大きい。従ってここに見える御家人の語を以て、元暦二年頃の頼朝下文に御家人なる表現が行なわれたことの徴証とすることは危険であらう。なお、この下文に類似した形式のものが、吾妻鏡元暦元年三月一日条にも見えるが、

これも同様に疑問としておきたい。最後に(5)の史料は、いわゆる北条時政奉書として有名な文書であるが、頼朝の意志によって発せられたものとはいえ、明らかに形式的にも他者が頼朝に代って差出す文書である。奉書とか御教书の場合は、頼朝自身の下文とは、形式も、用語も異なるのが当然であり、この場合、御家人という敬称を用いても、別に不思議はないと思う。

以上「史料Ⅰ及びⅡ」は吾妻鏡所載の文書の中から任意に抽出した史料ではあるが、頼朝自身がその意志を表現する書状では明らかに「家人」と称し、また頼朝の意志を或る程度間接に伝える文書形式の政所下文でも、Ⅱの(2)の如く「家人」を用いる例が見出せた。しかもこの文書は形式ばかりでなく、他の部分の文言・文章にも全く疑わしい点がないのである。そうなれば、頼朝袖判ないし頼朝自署判の形式で、彼が直接に下すという形を比較的強く出している頼朝下文に、「御家人」と用いるのは、かなり疑わしいものと言えよう。すなわち、頼朝自身がその意志を表現するような文書の場合、少くとも建久初年までは、「御家人」なる表現はあり得なかつたのではないか、との仮説をたて得るのではなからうか。

なお蛇足ながら附言すれば、文治元年四月十五日に、頼朝の推挙なしに任官した在京の御家人たちに対し、頼朝が大いに怒って墨俣以東に下向することを禁じたときに発した下文には、「東国輩」「東国住人」「東国侍」の表現のみで、「御家人」はおろか、「家人」の表現さえない。頼朝と最も緊密に結合している東国の在地武士たる、いわゆる関東御家人に対し、頼朝自身はこのような呼び方をしながら、京都など鎌倉勢力の外部のものには「家人」と表現したのではないかと思う。

註 ④

この吾妻鏡の記事について、地の文には御家人とあるにもかかわらず、引用史料は三箇所とも家人となつていて、ことに注意すべきである。すなわちそのことは、伝写の際の欠落があつた可能性を少くする。若し原本において御家人とい

う表現であつて、何れかの時期に故意に御の字を削除したなら、地の文も削除したであらうし、不注意の脱落ならば、それが三箇所に亘つて行なわれるのも不自然である。この場合の引用下文は、文書の原本通りのものと考えたい。

五

以上は吾妻鏡に収録されている鎌倉初期の文書についての考察であり、それをもとに一つの仮定をたてたのであるが、次には現存の他の古文書について、その史料的价值を考えておかねばならない。主として治承四年以後、元暦年間に至るまでの鎌倉関係の文書で、御家人の記載のあるものを主たる対象とするが、それらを列挙する前に、取り上げて置かねばならない文書がある。それは大友文書にある建久六年五月の將軍家政所下文であり、これには「御家人」の表現が二箇所にあり、若しこれが正しいものとすれば、私が先に建久三年六月廿日の前右大將家政所下文を根拠として立てた仮設が崩れるのである。そこで、その文書の全文を示すこととする。

征夷大將軍家政所下 西海道御家人等

定遣 鎮西守護人等

前掃部頭中原朝臣親能

右人為鎮西守護人所下遣也、抑先日雖下遣藤原遠景、神社仏寺之訴有其數之上、宇佐大菩薩神宮不触社家

(天啓)

致其誠、押取御神領日向国宮崎庄所当、宛行舍弟保高、或別取豊後国緒方庄御封田宛行所從茂経、毎年令懈怠年中神事条、有負神慮之恐、無頭朝憲誠哉、就中卅三年一度御造營豊後国役假殿勤事、為遠景在国之身、彼造營之間、三ヶ年勤事造神殿、御迁宮以前、不止雨露、随御遷宮之節、御殿妻戸願、御恪子鈞金落、

東大門扉破畢、神殿疎略、不可勝計者、停止遠景守護畢、御家人在庁官人等、宜承知、依仰行之、故下、

建久六年五月 日

平 朝 臣 在判

民 部 丞 藤 原 在判

前因幡守中原朝臣^(広元) 在判

ところがこの文書は、すでに大日本史料の編者が疑いをもち、「本文、様式、内容ともに疑うべし」とされたものであり、さらに竹内理三、佐藤進一、石井進、瀬野精一郎の諸氏が一致して偽文書と断定されている^(註)。そして私も本文書が後世に作られた偽文書であることを疑わない。その内容のことは別としても、文体・様式ともにこの時代のものでないことは、一見して明瞭であろう。かくて「御家人」と用いたこの文書の存在は、私の仮説を補強こそすれ、これを否定する材料とはなり得ないと思う。もともと私見によれば、後述の如く建久年間こそが御家人制の成立する時期と考えられるので、建久五年頃から以後は、あるいは政所下文に「御家人」が出て来る可能性もある。しかし今は確実な文書についてこれを検索する暇もないので、この問題は他日に譲り、とりあえず文治以前について前述の仮定を検討したい。そこでまず関係文書を列挙すれば次の通りである。

〔史料Ⅲ〕

(1) 源頼朝下文案 (東大寺文書四ノ四、平安遺文四一一〇号)

下 伊賀国御家人等 在御判

可令早停止旁筆籠、無相違安堵事

平保行

右件輩、殊依有忠令^(一)当家事、於今者停止旁窄籠、各所領無相違早可令安堵也、兼又同心之輩、同可存此旨也、但為見參等令參事者、遠遠往反之間、定可有其煩者歟、仍九郎御曹司令入給者、各可奉付之狀、所仰如件、敢不可違失、以下、

寿永二年十月十一日

(b) 源康忠解案 (西宮文書、平安遺文四一四〇号)

「云開発相伝、云當時沙汰次第、所申尤有其謂、早如元令安堵本宅、可勤仕御家人兵士役之狀如件、

源^(義経)
〔花押〕

源康忠謹解 申進申文事

請殊蒙 恩裁、如元令安堵、勤仕兵士役、河内郡有福名水走開発田事

右、康忠謹携案内、水走者依為重代相伝地、親父季忠去天養年中申賜庁宣、遂開発大功、被停止万雜公事、令進済官物之間、敢以所無他妨也、爰近日兵糧米使等寄事於左右、追出康忠代官、致非分濫妨之間、及所務違乱之条、難堪次第也、然早被停止彼妨、安堵本宅、可勤仕兵士役之由、為蒙御裁定、勒在狀、言上如件、以解、

寿永三年二月 日

(c) 梶原景時下文案 (益田家什書、平安遺文四一七五号)

下 石見国在庁官人等

補任押領使職事

藤原兼高

右以人為彼職、一国之御家人權、無他妨可致其沙汰之狀、如件者、御家人并在厅官人等宜承知、勿違失、以下、

元曆元年月 日

鎌倉殿御代官平朝臣

御判

(一) 藤原賴種奉書案 (益田家什書、平安遺文四一七六号)

〔大持家御判〕石見国御家人等、今就上請文狀、具以經御覽之者、如此各志深之由、被言上之条、返々神妙之由、思食処也、抑此長南上座良覺國中令經廻之間、各不可見放之由、依御定、執達如件、

元曆元年五月 日

藤原賴種 奉

石見国御家人等兼榮兼高所

(二) 源義経下文案 (益田家什書、平安遺文四一七七号)

〔九郎判官殿御下文〕下 石見国家人等所

可早随押領使藤原兼高下知、相具追討使事

右件御家人等、随彼兼高催、可追討平家、挫其殊功可有勸賞之狀、如件、

元曆元年五月 日

源 御判

(三) 梶原景時下文案 (益田家什書、平安遺文四一七八号)

下 石見国

可早打進出雲國謀叛輩岐須木次郎兄弟三人・横田兵衛尉等事

右輩、為平家方人、昼夜飛青鳥、朝暮通鷹札、自南海襲寄者、自北嶺可進出之由状炳焉也、天譴俄來、人望早背者也者、健兒・非違兩直押領使・御家人・在庁官人承諾、打越出雲國、相共彼國人御使、不日可打進之状如件、(人力)國土宜承知、不可違失、故下、

元曆元年五月 日

追討使鎌倉殿御代官平朝臣

御判

(b) 源頼朝下文（香宗我部家伝証文、平安遺文四一八七号）

(源頼朝)
(花押)

下

可早為鎌倉殿御家人、安堵住所本宅事

中四郎秋家

右人為御家人、安堵本宅、可勵忠節之状如件、以下、

元曆元年七月廿九日

(c) 豊嶋有経請文案（根来要書下、平安遺文四二〇四号）

「豊嶋馬允體文」
謹請

御教書事

右、去廿四日御教書同廿七日到來、被仰下旨、畏以承候畢、抑伝法院領使者乱入事、件条如被仰下候、於

高野伝法院庄領者、兵糧米并雜事不被仰下之以前、令免除候畢、至兵士者為御庄住人鎌倉殿御家人并除堪器量輩之外、同以令免除候畢、(中略)有経恐惶謹言、

(元暦元年) 八月廿九日

(豊嶋) 平有経 請文

(1) 源頼朝下文案(金剛寺文書、平安遺文四二三八号)

〔右大将家御下知状御案〕

〔於大乘院家正校了〕

源朝臣(翁朝) 在御判

下 天野寺住僧所

可令早禁制寺内山狩并材木切取事等

右件条、自諸方号米御家人、鹿狩連日之由所聞食也、事夷者、早可令禁制、若猶不拘制止者、可令注進交名、又山林悉切取之由、同以所聞食也、件条同可令禁制、且御追討之時也、為御祈禱也、任先例可加制止、若背御下文、於猶狼藉之輩者、可令注進交名之状、所仰如件、

元暦二年三月十三日

散位三善(康信) 在判

(2) 藤原親能下知状案(彌瀨文書、編年大友史料上、一〇四号)

下 豊前国大名在庁等所

可早任下知存知其旨、宇佐宮神官海三大夫成忠身事

右人者鎌倉殿年来之御家人也、至于彼子息伴類等不可煩、別又有申触事者、各不可見放者、依鎌倉殿仰下知如件、
(裏面に花押あり)

元暦二年二月 日

齋院次官藤原朝臣^(親能) 在御判

(別) 藤原親能下知状案 (永弘文書、平安遺文四二三三三号)

〔端裏〕 あん

のたいミやうさいち らのこと

て、そのむれをそんす のしんくわんかいさうたゆなり、た この

事、 まくらとののねんらいの御けん つるいらいたるまで、こ

へからす、もし又ふれ のくミはなすへからす、てい おほせによて、下知

如件、

元暦二年二月 日

〔斎〕 院次官藤原朝臣^{親能} ありはん

右の「史料Ⅲ」について考えるに、まず(イ)の文書は、宛所と本文で述べている内容との関係が明確でなく、宛名はむしろ「伊賀国住人等」となるべきで、また平保行を指して件輩といっているのか、御家人等のすべてを指しているのかも明瞭でない。そして九郎御曹司という敬称もいささか不自然である。形式・内容とも疑わしいとすべきであろう。

(ロ)は義経の外題安堵の文言の中に御家人と出て来るが、本文の解状は形式・内容ともに疑問点はない。義経が御家人という一種の敬称を使うことは別に不自然ではないが、ただ「御家人兵士役」という文書が、他に例もなく若干疑わしい。あるいは外題の文だけが後世の加筆かもしれないが、案文なのでこれを実証することも不可能であ

る。そこでこの文書の正否は保留するが、正しいものとしても、頼朝自身の下文における表現ではないから、たとえ「御家人」とあっても、先の仮説と矛盾しないであろう。

(ハ)は在庁官人に宛てながら御家人催促の権限が兼高に示し、また同時に御家人にも周知させようとする文意である。しかも差出書の「鎌倉殿御代官」も、当時の用法ではない。明らかに偽文書であろう。同様に(ニ)(ホ)の三通の文書も、(ハ)と同様に益田家什書にある案文であり、何れも文章・形式・内容が正常でない。僅かに(ホ)だけはあるいは保留してもよいと思われるが、他は全く疑わしい。従って積極的史料として使うことは出来ない。

(ト)の史料は、これまで本宅安堵の好史料として、多くの研究に引用され、私もまたそれを重視して立論したこともある。しかし先に立てた敬称という点からの仮説にあてはめれば、「鎌倉殿御家人」の表現はやはり疑わねばならない。一応保留しなければならない。

(チ)の豊嶋有経請文は、形式・文体からみて何等の問題はない。有経は御家人の一人であるから「鎌倉殿御家人」の敬称を用いるのがむしろ自然であろう。この史料は、むしろこの時期には鎌倉殿御家人という表現が一般に行なわれていたことを実証するものと考えられる。

(リ)は頼朝下文であるが、これも別に疑問のない文書といえよう。ここに「御家人」が出て来るが、それは頼朝が「聞食」したことの内容であり、「御家人と号して」、寺内に濫入したことを述べているのである。天野寺住僧の訴状の中にこの表現があったのであろう。但しこの文書は正確には下文の形式ではなく、三善康信の奉書の形をとり、むしろ下知状と類似するところもある。その形式上の疑いは一応保留して置く。

(ヌ)及び(ル)は、内容がほとんど同じで、一方が仮名書になっているだけの違いである。形式上は目立った欠陥もないが、すでに瀬野氏が指摘されたように、偽文書の可能性が強い。とくに「鎌倉殿年来御家人」という表現がこ

の時期にあり得たであろうか。そして文体にも若干の疑問が残るのである。

以上の如く、当面の問題に関する限り、ここに列挙した史料のうち、確実なものは、(イ)(ロ)のみであり、そして保留したものが、(ハ)(ニ)となり、他は何れも史料としての真実性がないこととなる。そして確実なものと考えられる(イ)及び(ロ)のみで考えると、頼朝が自己の意志を伝えるための下文に「御家人」の称呼を用いたか否かの問題とは無関係のものであり、ただ元暦頃には、すでに御家人という呼び方が一般に行なわれていたことを証するだけとなる。かくて先に挙げた史料Ⅱの(2)、建久元年六月廿日の政所下文が重要なものとなり、少くともこの頃までは、頼朝側からは家人と称したことがほぼ確実となる。しかも後述する如く、この下文は、この時期に頼朝が美濃国の在地武士に対して、御家人たるべきか否かの選択をせまった下文なのである。そのことを含めて考えれば、この時期以前に、御家人体制の存在を示すような史料は、何れも証拠力に乏しいと言わざるを得ない。そして將軍ないしは幕府の側から、特定の内容をもった用語または身分制度上の概念として、「御家人」という称呼を使いはじめたのは、少くともこの時期より後のこととしなければならない。しかし頼朝の家人を一般に鎌倉殿御家人と敬称することとは、平氏の先例もあり、彼の東国における権力の確立した寿永・元暦の頃から始まったものとすべきであろう。

註 ②① 編年大友史料上、二四六号。なおこの文書については、すでに瀬野精一郎「中原親能と鎮西との関係」(九州史学)

37・38・39合併号)に詳細に説明されたように、その全文の写が益永文書、志手文書、宇佐宮成文書、大友家文書録などに見え、相互の間に若干の字句の相異がある。

② 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二五七頁。

竹内理三「鎮西奉行についての一二の考察」(魚澄先生古稀記念論集)所収)

石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(史学雑誌)68—1所収)

及び瀬野氏前掲論文参照。

②② 瀬野氏前掲論文三二頁。及び註において、「本文書に疑念を抱かせるがなお確証がない」と述べられている。

六

上述のところは誤りがないならば、文治以前に御家人制が確立していた如き状況を示す文書及び編纂物の記事は、実際に御家人体制が確立した後の意識をもって作られたものとしなければならぬ。

そして建久三年六月廿日の美濃御家人に対する下文は、すでに田中稔氏や石井進氏が指摘されたように、御家人・非御家人の区別をあらためて選択決定させる意味をもっていた。

内乱がようやく終熄して、鎌倉政権の安定へと指向している時期に、その政権の基礎ともなるべき在地武士を、可能な限り御家人として一つの身分体制の中に組織しようとする努力が続けられたことは、明白な歴史事実であるが、この下文を見ると、それまで内乱期において、かなり緩い形で鎌倉政権に東国勢力に支配され、一応は頼朝の家人的立場に置かれていた諸国の在地武士に、あらためて恒久的な家人関係に入る可きを強制しながら、なお選択の途を残し、その去就を決定させたことが読み取れるのである。内乱期におけるこのような在地武士に対する支配について、石井進氏の一連の論考は、きわめて詳細にその性格を説明しているが、その支配は、頼朝が獲得した「在庁・下司・押領使進退権の利用による支配」であつたとされる⁶⁴。それは内乱期において、頼朝によって軍事的に占領された国々での軍事的占領行政、すなわち軍政のもとでの、国衙機構を通じての支配に他ならない。頼朝が在地武士に対するこのような支配から、鎌倉殿との私的主従関係に基づく支配へ切りかえようと努力したことも、石井氏の指摘の如く、文治年間からいくつかの例証を見ることができぬ。

また軍政の下にあつて、このような形態の支配ばかりでなく、頼朝に見参するという正式の手続きを経て主従関係を結んだり、また交名を注進することによって頼朝の家人となつた在地武士の例も多い。しかしこれらの武士た

ちの中には、内乱が終り、平時の政治体制が生まれ、しかも鎌倉政権と対立する形で公家政権が残存し、寺社などの荘園領主が復権してその支配を強化するに至ったとき、内乱中の立場に改めて矛盾を持つものがあつたことも当然である。ここに家人関係を再確認するとともに、平時の軍役義務を固定化して、御家人体制を制度的に確立する必要があつたと思われる。この政所下文が一応は美濃国家人に宛てられていることは、そうした事情を物語るものであろう。頼朝はこの国の在地武士を家人関係のもとにつなぎとめようと努力し、制度的統制のもとに置くことを望みながらも、個々の在地武士が、その所領と関連しての荘園本所の支配を絶ち切れず、その力関係から御家人化（御家人役動仕）が不可能である場合をも察して、かかる事態にあるときはその事由を申立てることによって、非御家人化を承認したのである。

このような政策は、美濃国のみではなく、東寺百合文書に見られる有名な建久七年六月の若狭国御家人交名の事実や、薩摩国御家人に対する建久八年十二月の大番役催促状、大隅国における建久九年三月の御家人交名注進状などが、充分にそのことを物語るのである。

かくて、御家人制の体制的固定化の努力は、後白河院の死去にともなう公武間の政治的変動期をとらえて、建久三年以降、積極的に展開されたという石井氏の所論に、全面的に賛同しなければならない。しかもその理解は、上述の如く、史料批判をとおして選択された不確実な史料を捨捨させることによって、より明確となり、一つの身分的社會体制としての御家人制が、建久年間に成立するという考えの論拠が、さらに補強されたと思う。

なお、こうして成立したところの、鎌倉殿Ⅱ鎌倉將軍との私的主従関係を原理とする御家人制は、その結合原理に私的なものを持ちながらも、その体制そのものは、公的なものとして、鎌倉將軍が國家公権より承認された諸國守護の権、すなわち全国的な軍事警察権の具体的な担い手としての地位を確立する。鎌倉政権は、御家人制という

支配者側の社会的身分体制を固定することによって、政権の軍事的機能を維持強化したのである。そしてこれを国家公権から見れば、征夷大將軍としての武家政権の首長が組織した武力的統制の体制であった。従って武家政権の存在を認める限り、この御家人体制をそのまま承認する結果となる。頼朝の死後、その後継者たる頼家に宣下されたところの、「統前征夷將軍源頼朝臣遺跡、宣令彼家人郎從等、如旧奉行諸国守護」の文言がよくその事情を物語るのである。また同時に、この記事は、いわゆる御家人体制が、すでに頼朝生存中の建久年間に、体制的な確立を見たことを示しているのである。

以上により、鎌倉幕府における厳密な意味での御家人制は、建久三年以降、建久末年までの間に成立したものと結論し得るものと思う。

註 ⑳ 田中稔「鎌倉初期の政治過程——建久年間を中心にして——」（『歴史教育』11—6）

石井進「『文治守護地頭』試論」（『史学雑誌』77—3）

㉑ 石井氏前掲論文、三一頁。

㉒ 同右。

㉓ 薩藩旧記雜録、前編、二所収。

㉔ 吾妻鏡、正治元年二月六日条。

〔附記〕 この小稿の骨子は「御家人制研究会」昭和四十二年九月の東京部会において発表し、種々の検討をうけたものである

が、その後、この研究会の方々から多くの御教示を賜り、それによって成稿を見たものであるが、史料考証の面では、まだ試論の域を出ないことをお断りする。「御家人制研究会」の諸兄の御助言には深い謝意を表する次第である。